

農福連携商品自動販売機設置業務委託に係る仕様書

令和 4 年 6 月

山梨県福祉保健部 障害福祉課

1 目的

障害者施設や農業者の間で行われている農福連携の取り組みや、その取り組みにより生産された農産物及びそれらを加工した商品を見ながら購入できる自動販売機での販売により、販売方法の工夫（消費者が買いたいと思う商品の見せ方など）を経験する場を提供するとともに、農福連携商品のPRも行うことで、農福連携の取り組みに対する県民の認知度向上や農福連携商品の購入意欲を喚起し、障害者の工賃向上に資することを本業務の目的とする。

2 契約期間

契約を締結した日から令和5年3月31日（金）まで

3 業務内容

(1) 全体コンセプト

農福連携の取り組みにより生産された農産物及びそれらを加工した商品を、日時を問わず誰もが購入できる自動販売機で販売することで、農福連携の取り組みやそれにより生まれた商品のPRを行い、広く県民に対して農福連携の認知度向上や農福連携商品の購入意欲を喚起する。

(2) 設置期間

令和4年9月16日（金）から令和5年3月31日（金）

(3) 業務内容

ア 自動販売機の手配

- ・農福連携商品の販売に使用する自動販売機2台を借上げ、設置から撤去までを行うこと。
 - ・自動販売機は、18～36商品程度を販売できるものとする。
 - ・販売商品や容器（ガラス等の場合）が、購入の際に破損することがないように仕様とすること。
- ※障害者施設が販売する商品は、農福連携の取り組みによって生産されたもので、パン、菓子類、飲料水、ゼリー、ジャム等を想定する。
- ※商品を入れる容器の材質は、ガラス、プラスチック、ビニール等を想定する。

イ 自動販売機のラッピング

- ・デザインの考案から自動販売機のラッピングまで行うこと。
 - ・ラッピングデザインについては、県の農福連携ロゴマークを前面に押し出したデザインとすること。また、県が行う農福連携の取り組みが伝わり、老若男女が目を引き、購買意欲を刺激するようなデザインとすること。
- ※最終的なデザインは県との協議によって決定する。

ウ 設置場所の選定

- ・自動販売機の設置場所について、提案を行うこと。なお、設置場所の管理者との交渉についても、受託者が行うこと。
- ※設置場所は県内2カ所とし、大型商業施設や道の駅等、人が多く立ち寄る場所を想定する。
- ※最終的な設置場所は、県との協議によって決定する。

エ 販売商品の選定

- ・障害者施設が自動販売機で販売する商品の選定を行うこと。また、消費者が買いたいと思う商品の見せ方などについて助言を行うこと。
- ※最終的な販売商品は、障害者施設及び県との協議によって決定する。

オ 商品の陳列および補充

- 商品の陳列は、商品の大きさや数、種類等によって、それぞれの商品が魅力的に見えるよう工夫すること。
- 商品は、品切れとならないよう受託者が定期的に確認して補充することとし、障害者施設からの手配も受託者が行うこと。なお、補充する商品は、障害者施設から受託者に郵送または持参によって届けることを想定している。
- 期限切れ等によって回収した商品の取り扱いについては、各障害者施設と協議すること。

カ 売上金及び販売手数料

- 売上金は月ごとに集計し、障害者施設の指定する口座に振り込むこと。
- 販売手数料は徴収しないこと。

キ その他

- 受託者において、消費期限の確認及び期限切れ商品の回収、売上金の回収及び釣り銭の補充、並びに自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃を行うこと。
- 受託者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って自動販売機の維持管理に努めるほか、故障時には即時対応すること。
- 自動販売機の事故や問い合わせ、苦情については、受託者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時の連絡先を明記すること。
- 自動販売機の設置に伴い発生する費用（場所代、電気代等）については委託料に含めることとし、設置場所の管理者へ受託者が支払うものとする。

ク 販売実績の報告

- 受託者は、別に県が指定する期間ごとに、自動販売機の販売数量及び売上額を県に対して報告するものとする。

4 業務実施計画

本業務を遂行するにあたり必要な作業の方法、人員配置、工程等について、適切且つ詳細な業務実施計画書を立案し、県の承認を得ること。

5 特記事項

- (1) 本業務を実施するに当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は、受託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、効率的な業務実施に必要と認められる業務については、県と協議の上、業務の一部を第三者に委託することができる。
- (3) 本業務の履行にあたって知りえた個人情報の取り扱いについては、山梨県個人情報保護条例（平成16年条例第35号）に則り、個人情報の適切な取り扱いの確保を図ること。
- (4) 上記の特記事項に従わず、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (5) 本仕様書の解釈及び本仕様書に記載のない事項に関して疑義が生じた場合は、両者協議の上で対応することとする。